

第2次

常滑市教育大綱

(令和4年度～令和10年度)

(案)

常滑市

はじめに

・・・・・・・・・・・・・・・。

令和4年3月

常滑市長 伊藤 辰矢

※大綱について

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

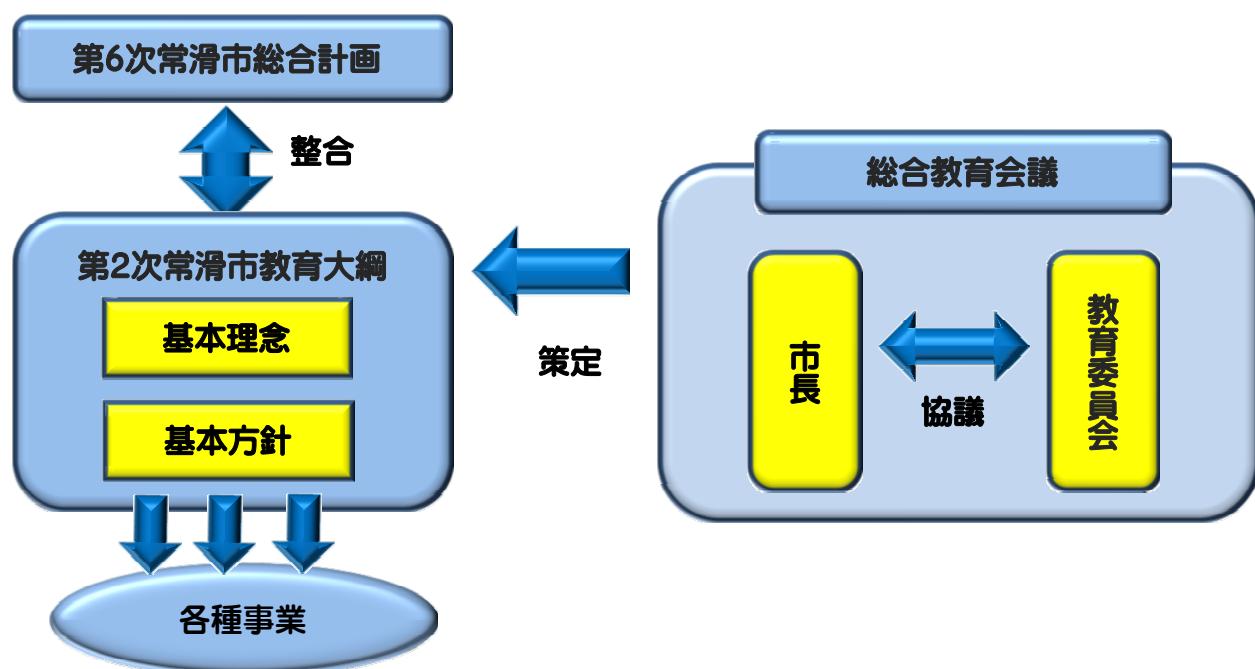
平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」には、地域の実情に応じて地方公共団体の長が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが規定されています。

I 大綱の位置付け、運用期間、SDGsについて

第2次常滑市教育大綱は、常滑市の教育における考え方や目指すべき将来像を「基本理念」として示し、その理念を実現するための「基本方針」で構成しています。

本教育大綱は、常滑市における全ての行政分野の基本的な指針であり、最上位計画である「第6次常滑市総合計画」との整合性を確保し、その運用期間を令和4年度から令和10年度までの7年間としています。

また、近年の複雑化・多様化する課題に対応していくため、SDGsの視点から目標を設定し、その達成に向けた具体的な取組みを進めていくことが重要だと考えます。本教育大綱では、それぞれの目標や課題を明確にするため、基本方針ごとに特に関連が深いと思われるゴールを明記しています。



■SDGs（持続可能な開発目標）の17ゴール



II 大綱

基本理念

ふるさと常滑を愛し よりよい社会と人生の創り手を育む

■未来を担う子供たちを、ともに支え、育てる

現在を生きる子供たちは、急激な社会の変化や災害などの突発的な変化が起こりうる予測困難な未来を、たくましく生き抜かなければなりません。そのためには、それぞれが資質や能力を向上させ、生きる力、自ら学ぶ力を身に付けるとともに、自分だけよければよいと考えたり、他者と比較して優劣を競ったりするのではなく、お互いを尊重し、支え合おうとする「三方よしの精神（自分よし・相手よし・みんなよし）」を身に付けてほしいと考えます。

私たちは「行政」だけでなく、子供たちを取り巻く「学校、家庭、地域」の三者とともに「子供たちのために、今必要な教育施策は何か」を親身に考え、ともに子供たちを支え、育てていくことができる体制をめざしていきます。

そして、いつか子供たちが成長して大人になった時、幼少期に過ごした常滑を大切な「ふるさと」と思ってもらえるような教育に力を尽くします。

■生涯を通じて、誰もが学び合い、高め合うことができる「まち」を目指して

人生100年時代と言われている中、子供たちやそれを支える大人たちが、よりよい人生を歩むためには、誰もが学びたいときに学び、活躍することができるような「まち」であることが必要不可欠です。

わたしたちは、「まちづくり」＝「ひとづくり」である事を念頭に置き、常滑に住む全ての人たちが、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を発揮できるような環境整備に力を尽くします。

■体系図



よりよい社会と人生の創り手像

【豊かな心】

命を大切にする心、思いやる心、感謝する心、協調する心、感動する心、ふるさとを愛する心などを備えた人

【健やかな体】

健康的で規則正しい生活習慣を身に付けた人

【確かな学力】

自分自身で課題を見つけ、主体的又は協働的に探究し、学びを深めることで、よりよく課題を解決する資質や能力を身に付けた人

【未来に生きる力】

急激な社会の変化にも臆さず、いかなる状況でも自らの生き方を考えて行動することができるような、社会的に自立するための資質や能力を身に付けた人（主体性・創造性・実践性・柔軟性・社会性）

基本方針

1 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、いのちを尊び、心身ともにたくましく、心豊かに生きる道徳性・社会性を育みます。



子供たちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次代を担う人材として成長することができるよう、一人一人のニーズに応じた教育支援体制の整備と指導の充実を図ります。また、発達や特性、学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園・こども園、小学校・中学校間の連携強化を図ります。

2 自ら学びに向かう教育を推進し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自己の可能性を伸ばす力を育みます。



一人一人の個性の違いなどに応じたきめ細やかな教育の推進に努め、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせます。また、主体的、協働的に学び、深く考える学習を積極的に実践することを通して、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育み、自ら学び、自己の可能性を伸ばす力を育みます。

3 子供の学習意欲や教師の生きがいを高めるような、魅力的な教育環境づくりを進めます。



多様な背景を持った一人一人の子供が、意欲的に学習に取り組むことができるように教育環境を整えます。また、教職員が生きがいをもって子供への教育に関わることができますように、教職員の働き方改革を推進し、働きやすい勤務環境の整備に努めます。

4 I C Tを活用した教育を推進するとともに、大規模災害や感染症拡大の緊急時においても、子供たちが安全・安心に学べることを保障します。



デジタル社会に対応する力を育成するため、I C Tを積極的に活用した教育活動を推進します。また、大規模災害や感染症の拡大などにより、通常の学校教育が行えない状況になっても、I C Tの活用などを通して、子供たち一人一人とつながり、安全で安心な学びを保障できる環境整備に努めます。

5 世界とつながり、活躍できる人材を育成するため、国際交流を推進します。



グローバル社会において、子供たちが日本だけでなく世界での活躍を視野に入れ、児童生徒の海外派遣及び海外の子供たちの日本招致やオンラインでの交流を実施し、多言語・多文化への理解を促す教育を推進します。

6 学校や家庭・地域社会との連携をより一層深め、健全な幼児・児童・生徒の育成に努めます。



地域活動への積極的な参加や人材を活用して常滑に根ざした教育、地域で子供たちを育てていく環境づくりを推進します。また、市内全小中学校に設置したコミュニティ・スクールを生かし、学校・家庭・地域社会の果たすべき教育的役割を考えた双方向の連携をより一層深める活動を推進します。

7 市民のニーズに対応した生涯学習を推進します。



子供から大人まで、生涯学習を通して生きがいを持ち、学んだ成果をまちづくりに生かせる環境を充実していきます。また、市民のニーズに応えるため、支援・コーディネートを計画的かつ組織的に行います。

8 ふるさとの魅力や伝統・文化に触れる機会を充実します。



芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、伝統的地域文化の保存・継承に努め、市民が地域の良さを知り、豊かで充実した人生を送ることができるよう努めます。

9 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。



誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるよう、関係団体と連携して、市民のニーズに合ったスポーツメニューの提供やスポーツ施設の環境を整えます。